

地本業務ニュース

JR 東海労・静岡地方本部

NO.14 2021年6月12日発行者：JR東海労静岡地方本部 半場弘恭

申 13 号「新型コロナウイルス感染症対応に 関する申し入れ」幹事間議論 年休の懲憑(しょうよう)など認められな い！ 負わされた不利益を補償せよ！

6月10日、地本は、過日浜松駅の社員に新型コロナウイルス感染者が発生し、業務中に濃厚接触した恐れがあったJR東海労組合員が、現場管理者から翌日勤務を自宅待機するよう指示され、結果として濃厚接触者とならなかったにもかかわらず年休を取得するよう求められたという事象、及び浜松駅一般社員への感染の有無を確認する目的で、勤務時間に関する説明を一切行わず、勤務・休日に関わらず体温体調等健康状態を担当助役に毎日報告するよう指示したという事象について提出した申13号「新型コロナウイルス感染症対応に関する申し入れ」の幹事間議論を行いました。会社は年休を求めたことを「懲憑(しょうよう)である」と誤魔化そうとしましたが、地本は「そもそも年休の懲憑など認められない。本人が負った不利益を補償せよ」と主張しました。

以下、会社回答と主な議論です。

会社回答

1. 浜松駅で発生した感染についての経過と今後の対策を明らかにすること。

回答：浜松駅の社員について、新型コロナウイルスの陽性反応がなされたことは事実だが、これ以上の経過等については個人情報も含まれることなどから、明らかにするつもりはない。

感染防止策については、手洗い、手指消毒の励行やマスクの着用など感染予防、拡大防止の注意喚起を継続して行っていく。

2. 業務起因で無症状及び濃厚接触者との判断がされなくとも感染の不安がある場合等に対応できるよう、就業制限等について「新型コロナウイルス感染症に関する勤務等の取扱い」の見直しを行うこと。

回答：会社は現在の取扱いにて適切に対応しており、これを見直す考えはない。

3. 現場社員に感染者が発生した場合に、即応できるよう現場でPCR検査が実施できる環境を整えること。

回答：手洗いなどによる感染予防や検温などの健康管理を徹底しており、現時点でPCR検査を実施する予定はない。

4. 業務起因で感染の不安が生じ、会社から年休を求められ年休で対応した事象について、会社の見解を明らかにすること。

回答：浜松駅でのコロナ感染に伴い年休を取得した社員についてであれば、5月19日に浜松駅社員の陽性が判明した段階で濃厚接触者になる可能性があった社員について、翌日の勤務についてはいったん自宅待機とすることを伝えた。その後、保健所から濃厚接触者にあたらないという見解が出たがすでに代理の手配が済んでいたことから、年休を懲憑（しょうよう）し、それに対して本人が年休を申し込んだものである。

5. 新型コロナウイルス感染症に関して、関係社員に協力を求める場合は勤務認証等について十分な説明を行うこと。

回答：会社として適切に対応している。

主な議論

組合：浜松駅で感染が明らかになった社員は、なぜ業務につけたのか。

会社：体調管理、検温は実施していた。

組合：業務を通して他の社員への感染はあったのか。

会社：感染はしていない。

組合：濃厚接触者と判断されていないのに、会社は年休や体調報告を求めるなどして不安を煽り、社員自身に対応させていることは認められない。PCR検査を実施しないのはなぜなのか。

会社：会社として、しっかり健康管理は徹底している。

組合：勤務等の取扱いについて、現場管理者はしっかりと理解しているのか。

会社：しっかり説明を周知している。

組合：年休を懲憑したなどと言っているが、本人は強要されたと感じている。そもそも年休を懲憑するなどということは認められない。説明不十分で生じた不利益を、年休は在宅勤務、勤務時間外での報告は超勤にして補償すること。

会社：年休は、本人が申し込んでいるから年休である。浜松駅での報告は感染を知るために協力をいただいた。業務指示ではない。超勤にはあたらない。

組合：とても了解できない。あらためて申し入れることとする。

以上